入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等に関する取扱い要領

（目的）

第１条　この要領は，本市が発注する入札・契約事務（以下「入札・契約事務」という。）に関し，職員に対する外部からの働きかけ及び情報提供要求（以下「働きかけ等」という。）があった場合の対応について必要な事項を定め，情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに，入札・契約事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

（対象範囲）

第２条　この要領により対応を行う「不当な働きかけ等」とは，働きかけ等のうち，入札・契約事務の公正を害すると認められる，次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 不当な働きかけ

　　職員に対して，次に掲げる不適切な行為を行うことを要求する行為をいう。

　ア　発注方法の選定若しくは入札参加資格要件の設定等に当たり，特定の者に有利又は不利になることを依頼する行為

　イ　指名業者の選定に当たり，特定の者を指名又は指名しないことを依頼する行為

　ウ　随意契約の締結に当たり，特定の者に受注又は受注させないことを依頼する行為

　エ　その他入札・契約事務の公正を害すると認められる不適切な行為を依頼する行為

(2) 不当な情報提供要求

　　職員に対して，入札・契約に係る次に掲げる情報のうち，公表されていないものの提

供を要求する行為をいう。

　ア　競争入札等の参加企業等の名称及び数

　イ　他者の見積金額若しくは入札金額又は当該金額の類推を可能とするもの

　ウ　予定価格算定の基礎となった額並びに歩掛及び単価の全部又は一部

　エ　予定価格

　オ　最低制限価格並びに最低制限価格基準率

　カ　低入札価格調査基準価格並びに低入札価格調査基準率及び低入札価格調査失格基準

価格並びに低入札価格調査失格基準率

　キ　総合評価落札方式に係る基準並びに評価点

　ク　その他入札・契約に関する秘密に属する情報

２　次の各号に掲げる行為は，不当な働きかけ等に当たらないものとする。

(1) 入札公告等に基づく設計図書に対する質問

(2) 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された意見書，要望書等の提出

(3) 法令の規定により又は慣例として知ることができる情報などの照会若しくは確認

(4) 公表又は公開された資料の請求

(5) 法令等により認められた権利の行使等

３　第１項の働きかけ等には，職員に入札・契約事務の公正を害すると認められる行為をさせるために指示等をすることを，当該職員以外の職員に働きかけを行う行為を含むものとする。

（働きかけ等への対応）

第３条　職員は，不当な働きかけ等又はその疑いのある行為に対しては，応じてはならない。

２　職員は，不当な働きかけ等又はその疑いのある行為への対応に当たっては，可能な限り複数の職員で対応するものとする。

３　職員は，不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けたときは，相手方の氏名及び連絡先等を確認の上、その者に対して，別記様式第１号に定める「入札・契約事務に係る働きかけ等記録簿（以下「記録簿」という。）」を作成する旨及び当該働きかけ等が不当な働きかけ等であると判断された場合には，当該記録簿は公表することがある旨を告知するよう努めるものとする。

４　不当な働きかけが，笠岡市不当要求行為等対策要綱（以下「要綱」という。）第２条に規定する不当要求行為等に該当するものである場合，職員は，前３項の規定に関わらず，当該要綱に定めるところにより，対応するものとする。

５　職員は，他の職員が不当な働きかけ等に応じている事実を知ったときは，笠岡市内部公益通報に関する要綱に定めるところにより，対応するものとする。

（記録及び報告）

第４条　職員は，不当な働きかけ又はその疑いのある行為を受けたときは，速やかに記録簿を作成するものとする。

２　職員は，自らが所属長である場合を除き，直ちに所属長へ報告を行うものとする。

３　所属長は，自らが財政課長である場合を除き，前項の規定による報告を受けた場合及び自らが不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けた場合，直ちに当該記録簿を財政課長へ提出するものとする。

４　記録簿を作成する暇がない緊急の場合には，前３項の規定に関わらず，職員，あるいは所属長は口頭にて報告を行うものとする。

５　前３項の規定により報告を受けた財政課長は，速やかに笠岡市工事請負等審査委員会（以下「委員会」という。）委員長へ報告の上，委員会を招集し，報告を行うものとする。

６　委員会は，前項の規定による報告を受けたときは，その内容が不当な働きかけ等に該当するか否かを審議するとともに，当該内容が不当な働きかけ等に該当する場合における公表の是非について審議し，その結果を当該所属長へ通知するものとする。

７　前項の審議の結果，要綱第２条に該当すると認めた場合は，速やかに要綱第６条に規定する笠岡市不当要求行為等防止対策委員会に報告するものとする。

８　第６項の審議において，不当な働きかけ等に当たると判断された行為について，必要に応じ，関係部署に報告を行うものとする。

（公表）

第５条　市長は，前条第６項の委員会における審議において，不当な働きかけ等に該当するものとして公表を行うことが適当であるとされたものについて，速やかに別記様式第２号による「入札・契約事務に係る不当な働きかけ等一覧表」により，公表を行うものとする。

（対応措置）

第６条　所属長は，入札・契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため，職員が不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けたときは，速やかにその内容に応じて，関係部署と連携の上，組織として必要な措置を講ずるものとする。

２　市長は，不当な働きかけ等を行ったと認められる者が本市の入札参加資格を有する者であるときは，笠岡市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成14年3月12日告示第17号）の規定に基づき，当該業者に対して，指名停止等を措置するものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　　則

この要領は，令和２年５月１４日から施行する。

別記様式第１号

入札・契約事務に係る働きかけ等記録簿

年　　月　　日

記録者（所属）　　　　　　　　　　（職名）　　　　　　（氏名）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　応　日　時 | 年　　　月　　　日（　　）  午前・午後　　時　　分頃　～　午前・午後　　時　　分頃 | |
| 対　応　方　法 | □面接　□電話　□書面　□メール　□その他（　　　　） | |
| 対　応　場　所 |  | |
| 相　　手　　方 | 団 体 名 |  |
| 所在地等 |  |
| 氏 名 |  |
| 電話番号 |  |
| 対　応　職　員 | 役　　職 |  |
| 氏　　名 |  |
| 働きかけ等の内容 |  | |
| 対　応　状　況 |  | |
| 備　　　　　考 |  | |

別記様式第２号

入札・契約事務に係る不当な働きかけ等一覧表

年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | 不当な働きかけ等を受けた日 | 相手方 | 不当な働きかけ等の概要 | 担当所属 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |